

愛国浄水場更新事業

入札説明書

(第1回変更版)

平成26年9月30日

釧路市上下水道部

目 次

第1章 本書の位置づけ	1
第2章 事業の概要	2
1. 事業名称	2
2. 事業の対象となる公共施設等の種類	2
3. 公共施設等の管理者の名称	2
4. 事業の目的	2
5. 事業方式	2
6. 対象施設及び対象業務	2
7. 事業期間	3
8. 事業のスケジュール	3
9. 本事業におけるサービスの範囲と水準	3
10. 提供されるサービスに対する対価の支払い	4
11. 遵守すべき関係法令	4
第3章 入札参加に関する条件	5
1. 入札参加に必要な資格	5
2. 入札参加者の資格要件	6
3. 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	9
第4章 入札の手続き等	10
1. 入札のスケジュール等	10
2. 入札の手続き	12
2-1. 入札参加、審査の手順	12
2-2. 一次審査（入札参加資格の確認）	13
2-3. 二次審査（水処理技術提案審査）	14
2-4. 三次審査（入札及び技術提案審査）における入札執行の日時及び場所	15
2-5. 三次審査における落札者の決定方法等	16
3. 低入札価格調査制度	16
4. 入札の無効	16
5. 入札保証金	17
6. 契約保証金	17
7. 契約金の支払い方法	17
8. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等	17
9. その他	17
10. 問合せ先	19

第5章 事業者の決定.....	20
1. 落札者の決定.....	20
2. 契約手続き.....	21
3. 事業者を選定しない場合.....	22
第6章 市によるモニタリング.....	23
1. 本事業の実施状況の確認.....	23
2. 財務状況の確認.....	24
3. 性能未達の場合における措置.....	25
4. モニタリングの結果の公表.....	25
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置.....	26
1. 基本的な考え方.....	26
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	26
第8章 その他.....	27
1. 必要事項等の追加.....	27
2. 応募グループを構成する法人の名称の公表.....	27

【入札説明書添付書類】

- 添付書類（1）業務要求水準書（第2回変更版）
- 添付書類（2）基本協定書（案）
- 添付書類（3）基本契約書（案）
- 添付書類（4）建設工事請負契約書(案)（第1回変更版）
- 添付書類（5）維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）
- 添付書類（6）落札者決定基準（第1回変更版）
- 添付書類（7）提出書類作成要領及び様式集（第1回変更版）

第1章 本書の位置づけ

釧路市（以下「市」という。）は、「愛国浄水場更新事業」（以下「本事業」という。）の調査、実施設計、工事（新設施設の建設工事整備対象施設となる機械、電気・計装設備、太陽光発電設備、室内配管、付帯設備の工事及び試運転調整）、及び維持管理（運転管理マニュアル作成、設備台帳作成、新浄水場水処理プラント設備の保守点検業務、修繕業務、消耗品調達管理業務、薬品調達管理業務、膜設備薬品洗浄業務、膜洗浄・機器維持管理・膜モジュール交換等の計画策定業務、水処理に係る指導・助言、災害及び事故対策業務、事業終了時の引継ぎ業務とする。）を、DBM（デザインビルドメンテナンス）方式で実施することとした。

この「愛国浄水場更新事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に交付するものである。

また、以下の書類は入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とし、入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な入札書類を提出するものとする。

添付書類（1）業務要求水準書（第1回変更版）

添付書類（2）基本協定書（案）

添付書類（3）基本契約書（案）

添付書類（4）建設工事請負契約書（案）

添付書類（5）維持管理業務委託契約書（案）

添付書類（6）落札者決定基準

添付書類（7）提出書類作成要領及び様式集

本事業の基本的な考え方については、平成26年6月23日に公表した「愛国浄水場更新事業実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、事業の実施条件等について、実施方針に関する意見・質問等に対する回答を反映している。事業を実施するにあたっての詳細条件や入札説明書等の内容を踏まえ、入札参加者は入札に必要な提案書を提出するものとする。

入札説明書等と実施方針（変更版）及び業務要求水準書（案）に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針（変更版）、業務要求水準書（案）に関する質問回答書によることとする。

第2章 事業の概要

1. 事業名称

愛国浄水場更新事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場

3. 公共施設等の管理者の名称

釧路市公営企業管理者

4. 事業の目的

釧路市は、上水道事業における根幹の浄水場である愛国浄水場が築50年を経過し老朽化が進んだことや平成17年から18年に実施した耐震調査の結果に基づき、愛国浄水場の今後のあり方について検討を行い、現地での膜ろ過方式による更新を決定した。

本事業は、愛国浄水場を全面的に更新し、膜ろ過設備を導入して良質で安全・安心な水を安定供給することを目的とする。

5. 事業方式

本事業は、新設する愛国浄水場の各施設について、事業者が調査、基本設計（新施設設（土木建築含む）、撤去施設）、水処理プラント設備に関する詳細設計、工事及び維持管理業務を一括で委託するDBM方式とする。

6. 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

(1) 対象施設（以下「本施設」という。）

ア 設計業務

(ア) 調査（周辺環境調査、測量調査、地質調査、試掘調査、電波障害調査、説明会等補助）

(イ) 実施設計（基本設計「土木建築含む」、詳細設計「土木建築含まず」、本事業に関わる各種申請書類等の補助）

イ 工事業務

(ア) 新施設設の建設工事（土木建築を含まず、整備対象施設となる機械、電気・計装設備、太陽光発電設備、室内配管、付帯設備の工事及び試運転調整）

ウ 維持管理業務

新浄水場水処理プラント設備における

- (ア) 運転マニュアル作成
- (イ) 設備台帳作成
- (ウ) 保守点検業務
- (エ) 修繕業務
- (オ) 消耗品調達管理業務
- (カ) 薬品調達管理業務
- (キ) 膜設備の薬品洗浄業務
- (ク) 各種計画策定業務
- (ケ) 水処理に係る指導・助言業務
- (コ) 災害及び事故対策業務
- (サ) 事業終了時の引継ぎ業務

7. 事業期間

本事業は、設計及び工事期間を工事請負契約締結の日から平成33年3月31日までとし、新設対象施設の維持管理期間は平成33年4月1日から平成53年3月31日までとする。

8. 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の予定である。

- (1) 基本協定の締結 平成27年4月
- (2) 基本契約の締結 平成27年5月
- (3) 設計及び工事期間 平成27年6月1日～平成33年3月31日（5年10月）
- (4) 維持管理期間 平成33年4月1日～平成53年3月31日（20年間）

ただし、設計業務のうち、基本設計業務については平成27年12月21日まで（水道法第10条の規定による水道事業変更認可申請に使用可能な水準の成果品を平成27年9月30日までに中間納品するものとする）、詳細設計業務については平成29年3月31日までに完了するものとする。

9. 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、添付書類（1）業務要求水準書に示す水準を確保するものとする。

10. 提供されるサービスに対する対価の支払い

市は、添付書類（3）基本契約書、添付書類（5）維持管理業務委託契約書に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

11. 遵守すべき関係法令

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第3章 入札参加に関する条件

1. 入札参加に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札に参加する者（以下「応募者」という。）の構成については、次のとおりとする。

- ア 応募者は市の求める本事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業（以下「応募グループ」という。）により構成されるグループとする。
- イ 応募グループは、本事業の設計業務の実施を担う者（設計企業）、工事業務の実施を担う者（工事企業）、そのうち水処理プラント機械設備の工事業務の実施を担う者（プラント機械企業）、水処理プラント電気計装設備の工事業務の実施を担う者（プラント電気企業）、維持管理業務等の実施を担う者（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。ただし、設計企業は必要に応じてグループの構成企業から除外することができるものとする。
- ウ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募グループは、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- エ 応募グループは、入札参加表明書により、代表企業、構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- オ 応募グループは、本事業に係る基本協定の締結後、新設対象施設の維持管理等業務に関する基本契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）の締結までに、対象施設の維持管理等業務の実施を担う事業会社（以下「SPC」という。）を設立する。
- カ 応募グループを構成する企業は、本事業の維持管理等業務を実施するためのSPCに出資をするものとする。ただし、設計企業の出資は任意とする。
- キ 代表企業の変更は、認めない。
- ク 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認められた場合に限り、構成企業の変更及び追加を認めるものとする。
- ケ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業となることはできない。
- コ 入札参加者の提案は1案のみとする。
- サ 土木建築工事における基本設計は、必要に応じて設計企業に請負わせることが出来るものとするが、設計管理業務は代表企業が行うものとする。

(2) 応募グループの代表企業の選定

- ア 応募者は、構成企業である工事企業のうち、プラント機械企業の中から代表企業1

社を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

イ 代表企業は、本入札への入札参加手続や落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

(3) 落札者の契約形態

落札者となった入札参加者は、工事企業による特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）を組成し、維持管理については S P C を設立すること。その際、次のア、イのうち、該当する要件を満たすものとする。

ア 建設 J V

(ア) 構成企業数の上限は任意とする。

(イ) 応募グループの代表企業が建設 J V の代表となる。

(ウ) 市は建設 J V と建設工事請負契約を締結する。

イ 維持管理 S P C

(ア) S P C は、釧路市内に設立すること。

(イ) 市は S P C と維持管理業務委託契約を締結する

(ウ) 落札者となった応募グループの構成企業は、本事業の維持管理等業務を実施するための S P C へ出資するものとする（ただし、設計企業の出資は任意とする。）。)

(エ) 代表企業は、S P C の出資者のうち最大の出資を行うこと。

出資者である構成企業は、原則として本事業が終了するまで S P C の株式を所有するものとし、市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

(オ) S P C から直接業務を受託することができるのは、出資者のみとする。

2. 入札参加者の資格要件

(1) 共通の資格要件

応募グループの全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 入札参加表明書の受付日において釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（以下「指名停止取扱要綱」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。

イ 入札参加表明書の受付日を基準として過去 2 年間に於いて、指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止を 2 回以上を受けている者。

ウ 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167

条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

オ 入札参加表明書の受付日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けている者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

キ 本事業に係る事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）、及び事業者選定支援業務に関与した者。

事業者選定支援業務に関与した者：株式会社 日水コン

ク 「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 各業務の実施を担う者の資格要件

応募グループは、入札参加資格確認基準日において、以下のアからウの各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

ア 設計業務の実施を担う者（設計企業）

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 平成25・26年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「工事等資格者名簿」という。）に土木設計業者として登載されていること。

(ウ) 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。

(エ) 国内の水道事業におけるPFIまたはDBOにおいて、事業者選定支援業務の受託実績又は事業者側設計業務の実績を有すること。水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場で、水源の種別を表流水とする公称能力1万m³/日以上、の浄水場、及び公称能力1千m³/日以上、の膜ろ過浄水場の実施設計の履行実績を有

すること。

- (オ) 当該設計に対応する管理技術者、照査技術者を適正に配置できること。ただし、管理技術者は上記(ウ)の資格及び(エ)のうち水源の種別を表流水とする公称能力1万m³/日以上浄水場、及び公称能力1千m³/日以上膜ろ過浄水場の実施設計の履行実績を有し、照査技術者は上記(ウ)の資格を有すること。

イ 工事業務の実施を担う者（工事企業）

- (ア) 工事等資格者名簿に登載され、格付等級「A」認定を受けていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、代表企業及び構成企業のうち水処理プラント機械設備工事を担う者は機械器具設置工事、水処理プラント電気計装設備工事を担う者は電気工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 水処理プラント機械設備工事を担う者のうち1者は、上記(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有すること。
- (エ) 水処理プラント電気計装設備工事を担う者のうち1者は、上記(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有すること。
- (オ) 水処理プラント機械設備工事を担う者の代表及び水処理プラント電気計装設備工事を担う者の代表は、入札参加資格確認基準日において国際規格ISO9000及びISO14000の認証を有し、かつ、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）が1,100点以上であること（水処理プラント機械設備工事を担う者は機械器具設置工事、水処理プラント電気計装設備工事を担う者は電気工事）。
- (カ) 水処理プラント機械設備工事を担う者の代表及び水処理プラント電気計装設備工事を担う者の代表は、入札参加資格確認基準日において水道法でいう浄水場において公称能力1千m³/日以上膜ろ過設備に係る工事の元請実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合に限るものとする。
- (キ) 建設業法等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は常駐とし、応募グループの代表企業が配置すること。

ウ 維持管理業務の実施を担う者（維持管理企業）

- (ア) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業は、平成25・26年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、取扱品目に設備保守点検業

務を含んでいること。

- (イ) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業のうち1社は、水道法でいう公称能力1千m³/日以上浄水場において1年以上の維持管理業務の実績を有すること。なお、共同企業体として実施した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。
- (ウ) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業の中に、上記(ア)の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有する企業を1社以上含めること。

3. 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 代表企業の変更および応募グループの構成企業の変更は認めない。
- (2) 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を喪失した場合
 - ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
 - イ 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合、入札に参加することができない。ただし、第3章2.の資格要件に該当する構成企業を変更し入札に参加することを認めるものとする。
- (3) 入札書類提出日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を喪失した場合
 - ア 入札書類提出日以降に入札参加者の構成企業が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合、市は落札者決定の審査対象から除外する。ただし、第3章2.の入札参加資格要件に該当する構成企業を変更し審査対象とすることを認めるものとする。
- (4) 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を喪失した場合
 - ア 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に落札者の構成企業が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、当該グループは失格とならず、該当する構成企業を変更し当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

第4章 入札の手続き等

1. 入札のスケジュール等

(1) 入札のスケジュール

実施事項	日程
入札公告・入札説明書等の公表	平成26年8月29日(金)
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成26年8月29日(金)
入札説明会の開催	平成26年9月3日(水)
第2回現地見学会の開催	平成26年9月3日(水)
入札説明書等に関する第1回質問の受付締切	平成26年9月8日(月)
入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表	平成26年9月16日(火) 予定
入札説明書等に関する第2回質問の受付締切	平成26年9月22日(月)
入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表	平成26年9月30日(火) 予定
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成26年10月1日(水) ～10月10日(金)
入札参加資格確認結果の通知【一次審査】	平成26年10月17日(金)
水処理に関する技術提案書等の受付	平成26年10月20日(火) ～10月31日(金)
水処理技術提案審査【二次審査】	平成26年11月20日(木)
水処理技術提案審査結果の通知【二次審査】	平成26年11月25日(火)
入札書類の受付及び開札(本入札)	平成27年1月20日(火)
入札書類の審査【三次審査】	平成27年2月5日(木) 予定
ヒアリング	平成27年2月24日(火) 予定
落札者決定・公表	平成27年3月20日(金) 予定
落札者との基本協定の締結	平成27年4月 予定
落札者との基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結	平成27年5月 予定

(2) 入札説明会等

入札参加予定者に対して次のとおり入札説明会等を開催する。

ア 入札説明会

(ア) 開催日時

平成26年9月3日(水) 午後1時30分から

(イ) 開催場所

愛国浄水場（釧路市愛国西4丁目9番25号）

（ウ） 申込方法

参加希望者は、入札説明会参加申込書（様式I-1）に必要事項を記入の上、後記「本事業に関する問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は平成26年8月29日（金）から9月1日（月）午後5時までとする。なお、参加者は1社当たり3名までとする。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。

（エ） 注意事項

説明会では入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。また、質疑応答の機会を設けない。

イ 第2回現地見学会

（ア） 開催日時

平成26年9月3日（水）午後2時30分から午後3時30分まで

参加者は、説明会申込みと同時に第2回現地見学会参加の事前登録をすること。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

（イ） 開催場所

愛国浄水場（釧路市愛国西4丁目9番25号）

（ウ） 申込方法

参加希望者は、第2回現地見学会参加申込書（様式I-2）に必要事項を記入の上、上記ア（ウ）と同様に申し込むこと（申込期間も同じとする。）。なお、ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。

（エ） 注意事項

市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札又はIDストラップ等を着用すること。

（3）入札説明書等に関する質問書の提出

下記の受付期間までに、質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式I-4）に記入の上、「第4章2.（9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。」

ア 第1回質問受付期間

平成26年8月29日（金）から平成26年9月8日（月）午後5時まで

イ 第2回質問受付期間

平成26年9月9日（火）から平成26年9月22日（月）午後5時まで

（4）入札説明書等に関する質問への回答

ア 公表日

第1回質問回答 平成26年9月16日（火）予定

第2回質問回答 平成26年9月30日（火）予定

なお、質問への回答は随時行うこともある。

イ 公表方法

入札説明書等に関する質問に対する回答は、市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

市ホームページ

【URL: <http://www.city.kushiro.lg.jp>】

（5）参考資料の公表

入札説明書以外の参考資料等を公表する場合は、上記（4）に示すホームページを通じて案内を行う。

2. 入札の手続き

2-1. 入札参加、審査の手順

本事業の入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の各号の審査を受けなければならない。なお、審査事項等の詳細は添付書類（6）落札者決定基準（以下「添付書類6」という。）に示す。

（1）審査手順

審査は、一次審査（入札参加資格の確認）、二次審査（水処理技術提案審査）、三次審査（入札及び技術提案審査）の順に実施する。なお応募者は、市の求める本事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

（2）審査委員会での審査

二次審査及び三次審査における技術提案審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価を行うために設置している「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」（以下「当委員会」という。）において行う。

2-2. 一次審査（入札参加資格の確認）

(1) 入札参加資格申請

ア 応募グループは、「第3章2. 入札参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、入札参加資格確認申請書等を下記のとおり提出すること。

(ア) 申請書類

申請に必要な書類及び提出部数については、添付書類（7）提出書類作成要領及び様式集（以下「添付書類（7）」という。）に定めるとおりとする。

(イ) 提出期間

平成26年10月1日（水）から平成26年10月10日（金）までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 提出先

〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号
釧路市上下水道部水道整備課建設担当
電話 0154-43-2163

(エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

イ 入札参加資格確認基準日は、平成26年10月10日（金）とする。

ウ 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、書面により通知する。

ア 通知日時

平成26年10月17日（金） 午後1時から午後5時まで

イ 通知する場所

2の2-2（1）、ア、（ウ）と同じ

ウ その他

(ア) 通知はイに示す場所で当該申請者に、直接手渡しするものとし、郵送その他のによる通知は行わない。

(イ) 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、平成26年10月24日（金）までに書面（様式I-15）を提出して行わなければならない。

イ アの書面は、釧路市上下水道部水道整備課建設担当に持参により提出するものとする。

ウ 説明を求めた者に対しては、平成26年10月30日（木）までを目途に書面により回答する。

2-3. 二次審査（水処理技術提案審査）

(1) 水処理技術提案書の提出

ア 入札参加資格の確認において、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(ア) 提出書類

提出書類及び部数は、添付書類（7）に定めるとおりとする。

(イ) 提出期間

平成26年10月20日（月）から平成26年10月31日（金）までの釧路市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 提出先

2の2-2（1）、ア、（ウ）と同じ

(エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

イ 書類を提出期限までに提出しなかった者及び水処理技術提案内容について、市が求める要求水準を満たしていないと判断した者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 審査委員会での審査

応募グループが提案した水処理技術等の内容について、当委員会が要求水準を満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、審査項目及び視点については、添付書類（6）に定める。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日時

平成26年11月25日（火） 午後1時から午後5時まで

イ 通知する場所

2の2-2（1）、ア、（ウ）と同じ

ウ その他

（ア）通知はイに示す場所で直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

（イ）審査結果について、電話等による質問は受付けない。

（4）審査結果に対する理由の説明

ア 水処理技術提案審査において提案内容が要求水準を満足しない旨の通知を受けた者は市に対し、その理由について説明を求めることができる。この場合には、平成26年11月28日（金）までに書面（様式Ⅰ-15）を提出して行わなければならない。

イ アの書面は、釧路市上下水道部水道整備課建設担当に持参により提出するものとする。

ウ 説明を求めた者に対しては、平成26年12月5日（金）までを目途に書面により回答する。

2-4. 三次審査（入札及び技術提案審査）における入札執行の日時及び場所

（1）入札日時

平成27年1月20日（火） 午前10時

（2）入札執行場所

釧路市南大通2丁目1番121号 釧路市上下水道部大会議室

（3）持参書類

入札にあたり次の書類を持参することとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

ア 入札書（様式Ⅲ-5）

イ 添付書類（7）に定める技術提案書他書類（以下「入札書類」という。）

（4）入札の辞退

市より入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合には、入札時の提出書類提出期限日までに入札辞退届（様式Ⅲ-1）を持参により提出すること。

2-5. 三次審査における落札者の決定方法等

(1) 審査委員会での審査

落札者の選定にあたり、入札が有効でかつ提案内容が市の要求する水準を満たしていると確認された応募グループの提案内容について当委員会が優秀提案選定のための審査を実施する。なお、評価の基準や配点等の詳細については、添付書類（6）に定める。

(2) 入札書類に関するヒアリングの実施

市が提案内容確認のために必要と判断した場合に、応募グループに対して当委員会がヒアリングを実施する。

(3) 優秀提案者の選定

市は、当委員会の選定結果を踏まえ、優秀提案者を選定する。

(4) 落札者の決定

市は、施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき優秀提案者を落札者として決定する。

(5) 選定結果の通知

優秀提案者の選定結果及び落札者の決定結果は、選定及び決定後速やかに通知するとともに、鉏路市ホームページへの掲載により公表する。なお電話等による問い合わせには応じないものとする。

3. 低入札価格調査制度

鉏路市建設工事低入札調査価格設定要領等による低入札調査基準価格を設定し、事後公表とする。

4. 入札の無効

次の各項目のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札

(2) 入札告示及び本書に示す条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(4) その他、鉏路市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）第7条による。

5. 入札保証金

釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節3規則第6条関係第2号アに基づき免除する。

6. 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号イに基づき免除する。

7. 契約金の支払い方法

(1) 建設工事請負契約

ア 前払金

契約規則第58条第1項及び3項の規定により、当該会計年度の出来高予定額に対し、設計業務については3割、工事業務については4割を上限として前払をすることができる。各会計年度における出来高予定額については、建設工事請負契約書において定めるものとする。

イ 中間前払

中間前払はしない。

ウ 部分払金

契約規則第59条の規定により部分払をすることができる。各会計年度の支払限度額及び部分払の回数については、建設工事請負契約書において定めるものとする。

(2) 維持管理業務委託契約

維持管理費については、四半期に一度、各会計年度の支払額の4分の1を支払う。ただし、新設対象施設の修繕に係る費用にあつては、当該修繕の実施が確認されたものに対し、四半期ごとに一括して支払うものとする。

8. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

9. その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各号に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、釧路市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 入札時の提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札時の提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(5) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては市が入札参加資格を有する旨の通知をした応募グループの代表者に宛てて各々通知する。

(6) 著作権

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループ又は応募グループを構成する各企業に帰属する。ただし、応募グループ等は、市の本事業の公表及び審査結果の公表に必要な範囲で市に対し提案書の利用を許諾するものとする。市は、この許諾の範囲内において落札者の提案書の一部又は全部及び落札者以外の応募グループ等の提案書の一部を無償で利用できるものとする。この利用許諾は、本契約の終了後も存続するものとする。

(7) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、特段の定めがある場合を除き、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、耐震補強計画図等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失な

くして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(8) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(9) 入札時の提出書類の使用等

契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(10) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者も含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 費用の負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(12) 入札後の異議の申立て

入札に参加する応募グループは、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(13) 入札の取りやめ等

市が必要と認めた場合には、入札を延期し、又は取り止めることがある。

(14) 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

債務負担行為設定額：11,760,000,000円

10. 問合せ先

釧路市 上下水道部 水道整備課 建設担当

所在地 〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号

電話 0154-43-2163

FAX 0154-43-0080

電子メール su-kensetu@city.kushiro.lg.jp

第5章 事業者の決定

1. 落札者の決定

(1) 入札書類の審査

入札書類の審査は、学識経験者で構成する「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」（以下「当委員会」という。）が、入札が有効でかつ提案内容が市の要求する水準を満たしていると確認された応募グループの提案内容について、あらかじめ定めた添付書類（6）落札者決定基準に基づき、当委員会が優秀提案選定のための審査を実施する。

(2) 釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会の委員等

委員会の委員は、次のとおりである。なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について当委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

- （委員長）眞柄 泰基 学校法人トキワ松学園理事長
- （委員）小笠原 紘一 全国簡易水道協議会技術アドバイザー
- （委員）佐野 修久 釧路市公立大学地域経済研究センター教授
- （委員）松井 佳彦 北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門教授

(3) 入札書類に関するヒアリングの実施

市が提案内容確認のために必要と判断した場合に、応募グループに対して当委員会がヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、平成27年1月下旬（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に応募グループの代表に通知することとする。

(4) 優秀提案者の選定

市は、当委員会の選定結果を踏まえ、優秀提案者を選定する。

(5) 落札者の決定

市は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき優秀提案者を落札者として決定する。

(6) 選定結果の通知

優秀提案者の選定結果及び落札者の決定結果は、選定及び決定後速やかに通知する

とともに、鉏路市ホームページへの掲載により公表する。なお電話等による問い合わせには応じないものとする。

2. 契約手続き

(1) 基本協定の締結

市は落札者と添付書類（2）基本協定書により、基本協定を締結する。

(2) 特別目的 事業会社の設立

落札者は、維持管理業務を実施するため、基本契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者である特別目的 事業会社（以下「SPC」という。）として、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、鉏路市とする。応募グループの構成企業は全員出資を行う（ただし、設計企業の出資は任意とする。）こととし、落札者以外からの出資は認めない。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

ア 出資金

出資金は、維持管理開始前までに、経営に必要かつ適切な規模とし、維持管理期間中これを維持する。

イ 事業計画書の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3月前までに、翌事業年度の事業計画を市に提出する。

ウ 財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3月以内に市に提出する。また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3月以内に市に提出する。なお、当該株主が株主上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第13条及び第14条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出する。

(3) 契約の締結

市は、本施設の設計、工事及び維持管理業務を一括で委託するために、落札者と添付書類（3）基本契約書により基本契約を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、建設 J V と添付書類（４）建設工事請負契約書により建設工事請負契約並びに S P C と添付書類（５）維持管理業務委託契約書により維持管理業務契約を締結する。

なお、建設 J V は市との契約締結後、必要に応じ速やかに設計企業と設計業務委託契約を締結することとする。

（４）契約を締結しない場合

落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償金を請求することができる。

（５）契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

（６）契約保証金

契約規則第 3 0 条第 6 号及び規則の施行について第 3 章第 1 節 4 規則第 3 0 条関係第 2 号イに基づき免除する。

3. 事業者を選定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募した者が無い、又はいずれの応募グループも本事業を D B M 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

第6章 市によるモニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、建設工事請負契約書及び維持管理業務委託契約書並びに要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の事業実施状況及び財務状況等を把握するため、以下に掲げるモニタリングを行う。

事業者はモニタリングの実施にあたり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

1. 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

(1) 基本設計及び実施設計モニタリング

事業者は、市が基本設計及び実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、市に説明を行う。

事業者は、基本設計及び実施設計を終えた時点で、基本設計図書及び実施設計図書を提出し、市は、提出された図書が、事業提案書の内容及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 工事施工モニタリング

市が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、市は工事施工状況の確認を行う。

ア 工事着手前

事業者は、「建設業法」に規定される主任技術者または監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を市に提出し、市の承認を得なければならない。

イ 定期

市は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

ウ 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことができる。

エ 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

(3) 工事完成モニタリング

事業者は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め市の確認を受ける。

本施設完成後、市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。確認の結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。また、市は、施設の引渡し前に事業者が作成・提出する、運転マニュアル、設備台帳、各種計画策定、運営・維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

(4) 運営・維持管理モニタリング

ア 定期

市は、維持管理業務委託契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアルに基づく業務計画書等のとおり運営・維持管理業務が行われているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

イ 随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務遂行について確認を行う。

2. 財務状況の確認

市は、財務状況について、基本契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

(1) 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、会社法第435条第2項に規定する計算書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3月以内に市に提出する。市は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

3. 性能未達の場合における措置

市は、モニタリング行った結果、維持管理業務委託契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足することができないと判断した場合は、維持管理業務委託契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の勧告や整備・運営委託料の減額等の措置を取るものとする。

4. モニタリングの結果の公表

市は、モニタリング行った結果について、結果を公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項を除き公表を行うものとする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置

1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、維持管理業務委託契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるとともに、維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

なお、その他の対応方法については、基本協定書及び維持管理業務委託契約書において定める。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、基本協定書及び維持管理業務委託契約書に具体的に列挙した事由に対して、基本協定書及び維持管理業務委託契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

第8章 その他

1. 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては市が入札参加資格を有する旨の通知をした応募グループの代表企業に宛てて各々通知する。

2. 応募グループを構成する法人の名称の公表

市は、落札者決定後まで、応募グループの構成員の名称を公表しないことができるものとする。